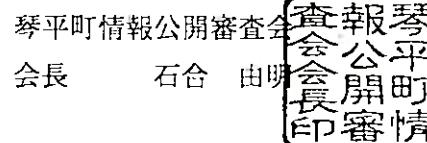


28 琴情答申第 2 号
平成 29 年 3 月 9 日

琴平町長 小野 正人 様



答 申 書

貴職からの以下質問に対し、当審査会は審議の結果、次のとおり答申する。

質問事項

実施機関 琴平町長

諮詢日 平成 29 年 2 月 2 日 (28 琴総発第 315 号)

事件名 平成 28 年 12 月 14 日付け 28 年琴総発第 265 号文書による部分公開決定
に関する件

第 1 審査会の結論

実施機関が、「平成 26 年 8 月 11 日から平成 27 年 6 月 8 日の間に、香川県警察若しくは琴平警察署に対し閲覧させ又は写しを提供若しくは原本を貸出した、町所有の全部及び関連する一切の行政文書」(以下「本件対象文書」という。) の公開請求(以下「本件公開請求」という。)に対して、琴平町情報公開条例(平成 18 年琴平町条例第 2 号)(以下「情報公開条例」という。)が適用されない文書及び情報公開条例第 7 条 1 号に規定されている非公開情報に該当する文書を除いて、保有している文書のみを公開した決定(以下「本件処分」という。)は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 行政文書の公開請求

平成 28 年 11 月 30 日、審査請求人は、実施機関に対して、本件公開請求をした。

2 実施機関の決定

平成 28 年 12 月 14 日、実施機関は、本件公開請求に対し本件処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成 28 年 12 月 20 日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(平

成 26 年法律第 68 号) 第 19 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求の内容等

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件処分により公開した文書以外の本件対象文書の公開を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、提出された審査請求書及び反論書並びに意見陳述を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 情報公開条例自体が、以下の理由により法的体裁がない。

ア 処分庁と審査庁が同一であること。

イ 情報公開審査会に一切の権限がないこと。

(2) 審査請求人が当事者となった民事訴訟において、訴訟の相手方が、民事訴訟法第 220 条第 4 号ホの規定があるにもかかわらず、特定の刑事事件に関する検査資料を提出してきたことから、実施機関が本件処分の根拠としている刑事訴訟法第 53 条の 2 第 1 項は、有名無実化している。

(3) 刑事事件の時効が完成しているから、本件対象文書が刑事訴訟法第 53 条の 2 第 1 項に規定されている訴訟に関する書類（以下、「訴訟に関する書類」という。）に該当することはない。

(4) 訴訟に関する書類の該当性について、総務省が作成した分類表があるにもかかわらず、実施機関は当該分類表に基づかずに独自の判断で行った本件処分には、法的根拠がない。

(5) 審査請求人が関与する訴訟資料の記載内容から、警察が審査請求人に関する事件について実施機関に検査したことが分かるため、実施機関は警察に対して本件処分で公開した文書以外の文書も保有しているはずである。

なお、本件処分により公開した文書以外には本件対象文書を保有していない場合は、その旨の回答を求める。

(6) 本件公開請求の本意は、本件対象文書のうち審査請求人に関する刑事事件に関する文書であり、その行政文書の種別・名称を知りたいものであるため、仮に本件対象文書自体を非公開とするとしても、各文書の一覧を作成して提示すべきである。

(7) 以上により、本件処分には法的根拠を欠くため、取り消し、公開請求対象文書の全部を開示する必要がある。

第 4 実施機関の説明の要旨

本件処分に関する実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約す

ると、実施機関の説明は概ね以下のとおりである。

1 訴訟に関する書類とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であり、訴訟記録に限らず、今後訴訟記録になりうる可能性のある書類も含まれる。

本件対象文書は、警察が特定の被疑事件に関して捜査するために、実施機関に対して報告を求めた刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会（以下「捜査関係事項照会」という。）に関して実施機関が作成し、又は取得した回答書及びその添付資料である。

また、警察は、かかる回答書及び添付資料を取得した後、当該事件の捜査を進行させ、場合により後の刑事訴訟の資料として使うことが考えられる。

よって、本件対象文書は、被疑事件に関して作成され、又は取得された書類であり、今後訴訟記録になりうる可能性もあり、訴訟に関する書類といえる。

2 情報公開条例第16条第1項が、情報公開法の規定が適用されないこととされたものについては情報公開条例も適用しないとした趣旨は、条例の上位規範である法律が適用されないものについて、下位規範の条例が適用されれば、適用除外とした法律の趣旨を没却することになるため、法律との整合性を図った点にある。

本件対象文書について、前述のとおり情報公開法の規定が適用されない結果、情報公開条例も適用されない。

3 審査請求人の主張するように、本件対象文書の一覧を作成し、各文書の種別・名称等具体的な内容を列記すれば、情報公開条例が訴訟に関する書類について情報公開条例の適用を除外した趣旨が没却される。

よって、本件対象文書の説明としては、本件処分通知書の別紙の「3. 公開しない理由」部分に記載しているとおり、「捜査関係事項照会に対する回答書及びその添付資料」との表記で必要かつ十分である。

4 なお、本件対象文書について、情報公開条例が適用されない文書並びに情報公開条例第7条各号に規定されている非公開情報に該当する文書を除いて、実施機関は、本件対象文書を保有していない。

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

審査請求人から提出された審査請求書及び反論書並びに意見陳述を総合すると、本件公開請求内容は、審査請求人が関係する刑事案件の警察の捜査において、実施機関が警察に閲覧させ又は写しを提供若しくは原本を貸出した行政文書の公開を求めるという趣旨であると判断される。

そして、実施機関は、本件対象文書が、捜査関係事項照会書に対する回答書及びその添付資料であるとし、訴訟に関する書類に該当し、情報公開条例が適用されないため非公開とした。

そこで、以下、本件対象文書が訴訟に関する書類に該当するか否かを中心に検討する。

2 情報公開条例の適用除外について

(1) 刑事訴訟法第 53 条の 2 第 1 項の解釈・適用について

ア 訴訟に関する書類の意義

訴訟に関する書類とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であり、訴訟記録に限らず、今後訴訟記録になりうる可能性のある書類のことをいうものと解される。このことは、当審査会の答申（平成 28 年度琴情答申第 1 号）及び内閣府情報公開・個人情報保護審査会の答申（平成 23 年度（行情）答申題 290 号他）の趣旨に徴して明らかである。

イ 本件対象文書が訴訟に関する書類に該当することについて

捜査関係事項照会書とは、刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づき、捜査機関が特定の刑事事件に関して公務所等に対して必要な事項の報告を求める際に作成される照会書である。

よって、捜査関係事項照会書及びそれに対する回答書等は、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類といえ、訴訟に関する書類に該当する。このことは、内閣府情報公開・個人情報保護審査会の答申（平成 24 年度（行情）答申第 435 号他）及び福島県情報公開審査会の答申（平成 20 年度諮問第 73 号）の趣旨に徴して明らかである。

なお、捜査関係事項照会によらない捜査に関して作成・取得された文書であっても、上記結論を左右するものではない。

(2) 情報公開条例第 16 条第 1 項の解釈・適用について

実施機関が本件処分の根拠としている情報公開条例第 16 条第 1 項の規定に合理性が認められることは、当審査会の答申（平成 28 年度琴情答申第 1 号）の趣旨に徴して明からである。

(3) 公職選挙法違反事件の公訴時効について

公訴時効期間は、刑事訴訟法第 250 条各項各号により、刑の種類及び輕重により異なるが、審査請求人はいかなる犯罪の時効が成立しているのかを説明していない。

もっとも、一旦訴訟に関する書類に該当するとされた文書が、公訴時効完成により、事後的に訴訟に関する書類に該当しなくなるわけではないことは、内閣府情報公開・個人情報保護審査会の答申（平成 27 年度（行情）答申第 755 号）の趣旨に徴して明らかであるため、仮に本件対象文書に関する事件について公訴時効が完成していたとしても、訴訟に関する書類の該当性の判断に影響はない。

(4) 審査請求人が指摘する分類表について

当審査会事務局職員をして審査請求人が指摘する分類表なるもの出典を確認させたが、当該分類表は、以前に総務省が情報公開法改正作業の参考資料として作成し

たものであることが判明した。

そして、当該分類表に記載されている各答申内容を確認したところ、本件公開請求と同じく特定の文書について訴訟に関する書類の該当性が論点となっており、総務省は、訴訟に関する書類の該当の有無を分類しているにすぎないことが判明した。

実施機関は、本件処分を行う際に当該分類表の説明こそしていないが、当該分類表に記載されている答申を含む過去の答申を調べた上で本件処分を行っており、さらに当該答申の一部を弁明書に添付して、本件処分の補足説明を行っている。

よって、審査請求人の主張には理由がない。

(5) 本件対象文書の一覧について

審査請求人の主張する本件対象文書の種別・名称等の一覧を実施機関が保有しているか否かについて、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関は当該一覧を保有していないことが確認できた。

また、本件処分を行う際に非公開の説明として当該一覧を新たに作成して提示すれば、訴訟に関する書類を公開することと同視され、刑事訴訟法及び情報公開条例が訴訟に関する書類について適用除外とした趣旨が没却されるため、実施機関は当該一覧を提示する必要はない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他縷々説明するが、いずれも当審査会の上記の判断を左右するものではない。

3 結論

よって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の意見

本件公開請求は、警察が実施機関に対して自己に関する刑事事件の捜査をしたという事実に着目した一面を有しており、審査請求人の主張の多くは、自身が関係する訴訟の適正さに関するものであり、それは司法機関である裁判所により確保されるべきものであって、町政情報の公開により町民の知る権利を保証した情報公開条例によるべきものではない。実施機関は、審査請求人に対して、情報公開制度に関する情報提供及び手続的指導等を行い、情報公開制度の趣旨について正しい理解を求めるよう努める必要があるものと思料する。

また、当審査会は、上記のように結論としては本件処分に誤りは認められないとする判断に至ったものである。しかし、本件公開請求のように公開請求書記載の内容だけからは公開請求対象文書を正確に特定することが困難な場合には、今後、実施機関において、必要に応じ、公開請求者に対し、公開請求内容の確認や法令・条例等の趣旨を踏まえた情報提供を行い、公開請求対象文書を特定させる等をして、公開決定等に至る一連の手続においてより丁寧な対応をされるよう付言する。

第7 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査・審議を行った。

- (1) 平成29年2月 2日 諒問（28琴総発第315号）の受理
- (2) 同年2月13日 審議

以上